

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

島本町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府三島郡島本町

### 3 地域再生計画の区域

大阪府三島郡島本町の全域

### 4 地域再生計画の目標

本町は、大阪府の北東部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相對し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接している。

町域は 16.81 km<sup>2</sup>の面積を有し、東西約 3.3 km、南北約 8.9 kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の平坦地に市街地を形成している。南東部では木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となり、その右岸側に位置している。

風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を形成している。

人口は、町制施行時の昭和 15（1940）年には 6,056 人であったが、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて住宅開発などにより急速に増加し、昭和 62（1987）年に 3 万人に到達した。平成以降は横ばい傾向が続き、平成 15（2003）年に 3 万人を割り込んだが、平成 20（2008）年の J R 島本駅開業を契機として大規模マンションなどの住宅開発が行われ、平成 23（2011）年に再び 3 万人を超えた。その後、3 万人程度を維持しながら微減傾向が続いていたが、近年は J R 島本駅西側の大規模開発をはじめとした住宅開発が進んでおり、令和 12（2030）年ごろまでは人口増加が想定される。住民基本台帳によると令和 7（2025）年 12 月末には 33,236 人となっている。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口は、令和2（2020）年12月には4,638人であったが、令和7（2025）年12月には4,893人、生産年齢人口（15～64）は、令和2（2020）年12月には18,512人であったが、令和7（2025）年12月には19,371人、老年人口は、令和2（2020）年12月には8,766人であったが、令和7（2025）年12月には8,972人となっており、割合としては、ほぼ横ばいとなっている。

自然動態をみると、出生数は昭和60（1985）年に449人とピークを迎えて以降、減少傾向となっており、令和6（2024）年には231人となっている。一方、死亡数は増加傾向をたどっており、令和6（2024）年には340人（▲109人の自然減）となっている。なお、合計特殊出生率は、平成30（2018）年～令和4（2022）年では1.47であり、大阪府や全国と比較しても高くなっている。

社会動態をみると、平成29（2017）年度までは転出超過傾向が続いていたが、平成30（2018）年度以降は転入超過傾向となり、令和6（2024）年度は736人の社会増となっている。

本町で推計した将来人口によれば、JR島本駅西側の大規模開発をはじめとした住宅開発に伴う社会増の影響により、令和12（2030）年ごろまでは増加傾向であるが、以降は人口減少傾向に転換し、令和47（2065）年には30,000人程度の人口規模となることが想定される。また、令和47（2065）年の人口構成については65歳以上の割合は34%程度、生産年齢人口の割合は53%程度となる見込みである。

人口減少や高齢化の進行により、労働力や地域活動の担い手の不足、消費・経済規模の縮小、社会保障費の増大、税収の減少などが生じ、行政運営だけでなく、経済、生活、地域コミュニティなど、地域社会にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されることから、これらの人口推移を踏まえ、住宅開発に伴う子育て世代・子どもの増加に適切に対応するとともに、将来的な人口規模の減少や高齢化の進行に的確に対応し、サービスの確保やまちの活力維持を図りながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていく必要がある。

これらの課題に対応するため、本計画期間において次の事項を基本目標に掲げ、本町に居住する住民・立地する事業者などのみなさまに、「島本町を選んでよかった」と感じていただけるような地域づくりを念頭に、将来にわたる人口規模と

地域活力の維持をめざす。

- ・基本目標 1 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり
- ・基本目標 2 子育て世代の暮らしを支えるまちづくり
- ・基本目標 3 生涯を通じて活躍できる、安全・安心で持続可能なまちづくり

#### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	事業を営む数	法人：395社 個人：438人	法人：405社 個人：453人	基本目標 1
イ	合計特殊出生率	全国平均より 0.19ポイント高	全国平均より 0.2ポイント高	基本目標 2
ウ	今後も島本町に住み続けたいと 答えた住民の割合	76.5%	80.0%	基本目標 3

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））の活用（内閣府）：【A3017】

#### ① 事業の名称

島本町まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり事業

イ 子育て世代の暮らしを支えるまちづくり事業

ウ 生涯を通じて活躍できる、安全・安心で持続可能なまちづくり事業

#### ② 事業の内容

## ア 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり事業

自然・産業・歴史・文化などの地域資源の掘り起こしや磨き上げに向けて住民団体や商店・企業などと連携するとともに、「離宮の水ブランディング」や「ジャパニーズウイスキーのふるさと」の取組などを通じ、まちの魅力や付加価値のさらなる向上をめざす。

様々な媒体を活用し、地域内外の方々にまちの魅力を発信するとともに、近隣他市町や事業者と連携した観光事業を推進していく。また、ふるさと納税・企業版ふるさと納税などの取組を通じ、関係人口の創出・拡大をめざす。

企業立地、創業支援や商店街などの支援、農林業に係る取組などを通じ、地域産業の活性化を図り、地域経済の好循環や雇用環境の創出、にぎわいのあるまちをめざす。

施策の推進にあたっては、AI やデジタルなどの新技術を積極的に活用していく。

### 【具体的な事業】

- ・「民」の力を活かした観光資源の掘り起こし・磨き上げ・活用  
（「島本とこの人。」の連載による魅力ある人材の発掘、魅力ある人を中心とした体験イベントの開発・実施など）
- ・創業者支援の推進  
（商工会と連携した創業支援の推進、創業支援プログラムの実施など）  
等

## イ 子育て世代の暮らしを支えるまちづくり事業

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援や保育環境の整備などの取組を通じ、安心して子どもを産み育てられるまちをめざす。

子どもたちが確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体を育み、「生きる力」を身に付けることができる、教育環境の整ったまちをめざす。また、地域の歴史や文化、自然に親しむことなどを通じて、ふるさとを大切に思う心を育てる。

ICT を活用した教育環境の整備や教職員の働き方改革など、新技術を積極的に活用していく。

具体的な施策は、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画などに基づき推進していく。

**【具体的な事業】**

・妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援

（こどもすこやかセンターの運営、経済的負担の軽減など）

・ICTを活用した教育の推進、教職員の働き方改革

（オンライン授業、デジタル教材の充実、GIGA スクール構想など） 等

**ウ 生涯を通じて活躍できる、安全・安心で持続可能なまちづくり事業**

生涯を通じて健康づくりや学習、スポーツなどを楽しむことができる環境づくり、外国人への情報提供など多文化共生に努め、誰もがいきいきと活躍できるまちをめざす。

住民が地域に愛着をもち、自主的に地域の活性化や課題解決などに取り組むことができる、地域コミュニティが醸成されたまちをめざす。

公共施設の耐震化などのハード整備とともに、地域で防災・減災に向けた取組を進め、災害に強いまちをめざす。

子どもや女性、高齢者を狙った犯罪や交通事故が少ない、安全・安心なまちをめざす。

コンパクトで自然と調和したまちの特性を活かした景観形成や交通環境の整備をめざす。

AI やデジタルなどの新技術を積極的に活用し、行政手続などの利便性向上をめざす。

具体的な施策は、取組分野に応じ「地域福祉計画」や「環境基本計画」など、関連する計画などに基づき推進していく。

**【具体的な事業】**

・地域福祉における重層的支援体制の整備

・行政手続のオンライン化の推進 等

※ なお、詳細は第3期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※ 2025年度に実施した事業の効果検証及び事業内容等については、第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載の内容を用いることとする。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度10月頃、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに本町公式ホームページ上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 地域未来交付金（地域未来推進型）の活用（内閣府）：【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで